国内航空宅配便運送約款

平成三十一年四月一日

目次

第一章　総則（第一条～第三条）
第二章　利用運送契約
　第一節　運送の申込み及び引受け（第四条～第十四条）
　第二節　運賃及び料金（第十五条～第十七条）
第三章　付帯業務（第十八条～第二十一条）
第四章　利用運送契約（第二十二条～第二十六条）
第五章　事故（第二十七条～第三十条）
第六章　責任（第三十一条～第三十六条）
第七章　付帯業務（第三十七条～第三十八条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　本約款において「航空宅配便」とは、百貨店等の顧客を荷送人とする航空運送事業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二条第十八項に規定する航空物品運送事業を経営する者をいう。）が行う貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する事業をいう。）としてする航空運送（以下「航空運送」という。）をいう。

（定義）

第二条　この約款において「荷送人」とは、いもの荷物の運送に関して当社と契約を締結した者をいう。

2　この約款において「荷受人」とは、当社が荷物を引き渡すべきものとして送り状に記載された者をいう。

3　その荷物の名称を記載すべきものとして送り状に記載されている者をいう。

4　また、この約款において「一個の荷物」とは、一通の送り状で運送される一個の物品をいう。

（適用の範囲）

第三条　この運送約款は、航空宅配便の荷物の運送に適用されます。

2　航空宅配便に関する運送契約は、この約款の定めるところによるほか、この運送約款に定めのない事項については、法令、当該運送に適用される運送約款（以下「運送約款」という。）の運送事業者（以下「当社」という。）の運送約款（以下「運送約款」という。）の運送事業者（航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業者をいう。）が行う貨物利用運送（以下「航空運送」という。）の運送約款（以下「運送約款」という。）の運送事業者（以下「当社